

唐佚籍十二種考

——『日本國見在書目錄』著錄書を中心

孫猛

あるものの、を指す。

拙論は「失考書」の一部である唐代の佚籍について考察を試みる。全十二種あり、經部四種、史部二種、子部二種、集部四種である。そのうち八種は、古今、公私を問わず、いずれの目録にも著録していない。本論の重點はそれらの作者を考求することにあり、原本に作者を著録しない六種については今回つきとめることができた。原本で作者の著録に誤りがあったり、不詳とされていたりした四種についても補正した。諸賢の指正を仰ぎたい。

當論文で用いた『日本國見在書目錄』は名著刊行會刊行の影印⁶本であり、更に筆者自身、宮内廳書陵部藏の原本を見て校勘を行った。原本はすでに補修が施されていて、影印本では不鮮明な部分もはつきり読めるようになっていた。文中において使用する文献の多くは通行本を用い、説明が必要なもの以外は注記しない。

三氏の研究は開拓的なものとしてその功績は小さくない。しかしながらまだ、研究を深化させる餘地があるように思われる。特に、それらの研究には少なからぬ「失考書」を残している點である。「失考書」とは、三氏の著作のなかで、(一)未考證のもの、(二)考證が核心に及んでいないもの、(三)考證に誤りがあるもの、(四)重要な史料（書籍の成立の経緯・傳承の沿革・佚書の大旨・失名の撰者などについて）の遺漏が

原文あるいは引用文に誤字がある場合は、それを改め、その後に（ ）内に誤字を残している。

〔琴〕法一卷 越趙耶梨（梨）撰

原本では、「梨」を誤って「繫」としており、正しく改めた。「越」は衍字であり、削除すべきである。

『舊唐書』經籍志は、「琴絃譜」九卷を著録し、趙耶律の撰とする。『新唐書』藝文志は、「琴絃譜」九卷・「琴手勢譜」一卷を著録し、趙耶利の撰とする。

『崇文總目』は、「琴手勢譜」一卷を著録し、「唐道士趙邦利撰。記古琴指法、爲左右手圖」十一種。（唐の道士の趙邦利 撰す。古琴指法を記し、左手二十一種を爲る。）とある。

『四庫闕書目』および『祕書省續編到四庫闕書目』は、「琴指訣」一卷を著録し、趙邦利の撰とする。

『中興館閣書目』は、「琴手勢譜」一卷を著録し、「載調弦用指製之法及音律二十四時五圖。（調弦用指製の法及び音律二十四時五圖を載す。）」とある。さらに、「彈琴古手法」一卷を著録し、唐の趙耶利の撰とし、「論指法四百餘言。（指法を論ずること四百餘言。）」とある。『直齋書錄解題』は、「指訣」一卷を著録し、「唐道士趙邦利撰、一名『彈琴古手法』。」とある。

『宋史』藝文志は、「彈琴手勢譜」一卷、「彈琴右手法」一卷を著録し、趙邦利の撰とする。

以上の目録を整理すると、趙耶梨の撰述したものは、以下の通りである。

『琴絃譜』九卷。内容は未詳。

『琴手勢譜』一卷。明、朱載堉撰の『樂律全書』卷首の清、乾隆帝御製乙卯重題朱載堉『琴譜』並命入『四庫全書』以示闡識事」に、「蓋琴之有書、自西漢。其指法、自蔡邕。著譜、自唐以前。」
 「自趙耶利。譜作半字、自唐。以至於宋。雖漢迄今二千餘年、亦云古矣。（蓋し琴の書有るは、西漢よりす。其の指法は、蔡邕よりす。譜を著すは、唐以前よりす。手勢を譜すは、趙耶利よりす。譜すに半字を作すは、唐よりす。以て宋に至る。漢と雖も今に迄ること二千餘年、亦た古と云へり。）」とある。宋の陳陽の『樂書』卷一四「樂圖論俗部八音絲之屬は『琴勢』を引用し、趙耶利の琴の演奏の手勢に言及しており、それが『琴手勢譜』の内容にちがいない。そこには、「古者、手勢所象、本蔡氏五弄、趙耶利所修也。左大指象天、左中指象日、右無名指象月、右大指象大風、右食指象青雲、右中指象高山、右小指象地、右無名指象下水。龍行者、指行如之。虎行者、指步如之。蟹行者、倫指如之。鸞行者、轉指如之。輕行者、汎指是也。儒父吟、未接覆手是也。亮生嘯、小起手是也。仙人笑、下環是也。然彈琴之法、必兩手相附、其猶雙鸞對舞、兩鳳同翔、要在附絃作勢而不在聲外搖指。趙師彈琴、未有一聲無法、凡一弄之内、清側殊途。一句之中、莫不有陰陽派濶。至如「楚明光」・「白雪」、寄清調中、彈楚清聲。「易水」・「鳳歸林」寄清調中、彈楚側聲。「登壠望秦」寄胡笳調中、彈楚側聲。「竹吟風」・「哀松露」寄胡笳調中、彈楚清聲。若此之類非一、可謂妙矣。（古は、手勢の象の所は、蔡氏の五弄に本づき、趙耶利の修する所なり。左大指は天を象り、左中指は日を象り、右無名指は月を象り、右大指は大風を象り、右食指は青雲を象り、右中指は高山を象り、右小指は地を象り、右無名指は下水を象る。龍行なる者は、指の行くこと之のごとくす。虎行なる者は、指の歩むこと之のごとくす。蟹行なる者は、指

を倫べること之のとくす。鸞行なる者は、指を轉ずること之のとくす。輕行なる者は、指を汎くすることはれなり。儒父吟は、未だ手を接覆せざることはれなり。亮生嘯は、小く手を起すことはれなり。仙人笑は、環に下ることはれなり。然うして琴を彈ずるの法、必ず両手もて相い附す。其れ猶ほ雙鸞對に舞ひ、兩鳳同に翔けるがごとし。要は絃に附き、勢いを作すに在りて、聲外に指を揺らすに在らず。趙師琴を彈するに、未だ一聲も法無きこと有らず。凡そ一弄の内、清側途を殊にす。一句の中、陰陽の派潤する有らざる莫し。「楚明光」・「白雪」のごときに至りては、清調中に寄せ、楚清聲を彈ず。「易水」・「鳳歸林」は清調中に寄せ、楚側聲を彈す。「登壇望秦」は胡笳調中に寄せ、楚側聲を彈す。「竹吟風」・「哀松露」は胡笳調中に寄り、楚清聲を彈す。此くのごときの類は一に非ず、妙と謂ふべし。」とある。

『胡笳五弄譜』一卷。宋の陳陽の『樂書』卷一二八樂圖論胡部八音絲之屬上の「胡弄」の條に、「越裳操者、因越裳獻雉而作也。趙師曹、善鼓琴。初利天王子般遮彈之、而聲聞舍利、爲之起舞焉。……『胡笳五弄』、趙耶利所修者也。(越裳操は、越裳の雉を獻するに因りて作るなり。趙師曹は、鼓琴を善くす。初利天の王子の般遮は之を彈じ、聲は舍利に聞こえ、之が爲に起ちて舞ふ。……『胡笳五弄』は、趙耶利の修する所の者なり。)」とある。さらに、卷一四三樂圖論俗部八音琴曲下に、「昔人論琴弄吟引、亦多矣。……『胡笳五弄』、趙師所修。(昔人琴弄吟引を論ずること、亦た多し。……『胡笳五弄』、趙師の修する所なり。)」とある。

『彈琴古手法』一卷。『宋史』藝文志では、『彈琴右手法』一卷に作る。「右」は、あるいは「古」の誤りか。しかし、『崇文總目』の「琴手勢譜」の條の「記古琴指法、爲左右手圖二十一種」を根據とすれば、「彈琴古手法」は、あるいは「左」字が脱落しており、『彈琴左右手法』とするべきかもしない。『直齋書錄解題』は、「指訣」を著録し、『四庫闕書目』および『祕書省續編到四庫闕書目』は、「琴指訣」としている。『直齋書錄解題』にはさらに、「一名『彈琴古手法』」とある。しかば、『彈琴古手法』・『琴指訣』・『指訣』は、實際は同一のものだろう。

『崇文總目』には、「『琴式圖』一卷、不著撰人名氏。以琴制度爲圖、雜載趙邪利『指訣』、又有白雲先生『三訣』(原注、闕)。《琴式圖》二卷、撰人の名氏を著さず。琴の制度を以て圖と爲し、趙邪利の『指訣』を雜載し、又た白雲先生『三訣』有り。」とある。さらば、『日本國見在書目錄』には、別に『琴用手法』・『彈琴用手法』・『彈琴手勢法』を著録するが、おそらくは、これらも同一の書の複數の異名であろう。

「邦利」は、おそらく「邪利」の誤りであろう。「耶梨」・「耶律」・「邪利」が、どの人物にあたるかは比定できない。しかし、おそらくは胡人であり、名を音譯しているため、譯名が不統一なのである。『河海抄』卷一三若葉巻は、『日本國見在書目錄』を引いて「趙耶梨」を作る。

『太平御覽』卷五七九樂部一七琴下は、李宗諤の『樂纂』を引いて、「趙耶利居士、唐初天水(今甘肅省天水市)人也。以琴道見重於海内、帝王賛貴靡不欽風。舊錯謬十五餘弄皆削。凡歸雅、無一微玷不合於古。述執法象(筆者注、これが『琴手勢譜』などにちがいない)及『胡笳五弄譜』兩卷。弟子達者三人、竝當代翹楚。貞觀十年(六三〇)、終於曹、壽七十六。弟子宋孝璡、公孫常、數百年內常傳於馬氏。(趙耶利居士は、唐初の天水の人なり、琴道を以て海内に重んぜられ、帝王

賢貴 欽風せざる靡し。舊の錯謬せる十五餘弄は皆な削る。凡そ雅に歸すに、一の徵玷、古に合はざるは無し。執法の象及び『胡笳五弄譜』兩卷を述ぶ。弟子の達する者二人、並びに當代の翹楚なり。貞觀十年、曹に終る、壽七十六なり。弟子の宋孝璡、公孫常、數百年の内に常は馬氏に傳ふ。」とある。⁽¹⁵⁾

さらに、『唐書』樂志を引いて、「趙師、字耶利⁽¹⁶⁾。天水人也。在隋爲知音。至唐貞觀初、獨步上京、遽入琴苑、疇之嵇氏。累代居曹、遂今曹郡、琴者所修五弄、具列於曹。妙傳漢州司馬氏⁽¹⁷⁾、琴道不墜於地也。」

師云、『吳聲清宛、若長江廣流、縵縵徐逝、有國土之風。蜀聲躁急、若擊浪奔雷、亦一時俊快也。』(趙師は、字は耶利。天水の人なり。隋に在りて知音たり。唐の貞觀の初に至り、上京に獨歩し、遽かに琴苑に入り、之を嵇氏に疇す。累代曹に居り、遂に、今、曹郡、琴者の修する所の五弄は、具に曹に列す。妙は漢州の司馬氏に傳へ、琴道地に墜ちざるなり。師云はく、「吳聲は清宛にして、長江の廣流して、縵縵として徐むろに逝くがごとく、國土の風有り。蜀聲は躁急にして、擊浪奔雷のごとく、亦た一時の俊快なり。」と。)とある。

〔琴〕德譜五卷

この書は僧の道英の撰である。

『崇文總目』に、「琴德譜」一卷を著錄し、「唐因寺僧道英撰。述吳蜀異音及辨析指法。道英與趙邦利同時、蓋從邦利所授。(唐因寺の僧道英撰す。吳蜀の異音を述べ及び指法を辨析す。道英は趙邦利と時を同じくす。蓋し邦利より授けらる。)」とある。『玉海』卷一一〇「音樂」の「唐琴譜・琴書・琴聲律圖」に、「宋國史」藝文志を引いて、「蔡翼『琴調』、僧道英『琴德譜』……各一卷。」とある。『宋史』藝文

志では、僧道英『琴德譜』一卷を作り、『通志』藝文略は、『琴德譜』一卷を著錄するが、撰者を記していない。

僧の道英について、事蹟は不詳である。唐の太宗と高宗の治世に、道英という名の僧侶が二人確認される。

一人は蒲州普濟寺の釋道英、姓は陳氏、蒲州猗氏(現在の山西省臨猗縣)の人である。隋から唐に入り、貞觀十年(六三六)九月、七十歳で死去している。事蹟は唐の釋道宣の『續高僧傳』卷二十五に見える。また、唐臨の『冥報記』卷上に、釋道英という人物を記載するが、あるいはこの人物かもしない。

もう一人は、京兆法海寺の釋道英、高宗の咸亨年間の人である。籍貫は不詳。戒德は備わり、名は京兆に振るい、住寺は布政坊に在ったという。その最期は知られていない。彼の事蹟は、宋の釋贊寧の『宋高僧傳』卷一八に見える。

この二人の傳記は、琴の演奏および『琴德譜』について、いずれも言及していない。

「琴德」の語は、嵇康の「琴賦并序」に見える。『文選』卷一八「音樂」下の嵇康「琴賦并序」に、「象器之中、琴德最優。」とあり、李善は、「桓譚『新論』曰、八音廣博、琴德最優。馬融『琴賦』曰、曠⁽²²⁾三奏而神物下降、何琴德之深哉。」(桓譚の『新論』に曰はく、八音廣博、琴德最も優れり、と。馬融の『琴賦』に曰はく、曠三たび奏して神物下降す、何ぞ琴德の深きや、と。)と注をする。この「琴德」とは、おそらく琴の音色および影響力を指すのであろう。

定字一卷 杜延業(葉)等撰

顏元孫の『千祿子書』の序に、「元孫伯祖故祕書監、貞觀中、刊正

經籍、因錄字體數紙、以示讐校、楷書當代共傳、號爲「顏氏字樣」。……後有『羣書新定字樣』、是學士杜延業續修。雖稍增加、然無條貫。或應出而靡載、或詭家而難依。(元孫の伯祖、故祕書監は、貞觀中、經籍を刊正し、因りて字體を數紙に錄し、以て讐校に示す。楷書當代に共に傳はり、號して「顏氏字樣」と爲す。……後に『群書新定字樣』有り、是れ學士杜延業續修せるなり。稍や增加すと雖も、然れども條貫無し。或いは應に出づべくして、載する靡く、或いは詭衆くして、依り難し。)」とある。

この『定字』は、『羣書新定字樣』にちがいない。

杜延業は、ほかに『晉春秋略』二十卷の著作があることが、『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志・『中興館閣書目』・宋、趙希弁の『讀書附志』・宋、陳振孫の『直齋書錄解題』・『宋史』藝文志などに見える。宋、王應麟の『玉海』卷四一藝文續春秋に引用される『中興館閣書目』の『晉春秋略』の條には、「唐祕書省正字杜公業撰并序。」とあり、名を「公業」とする。『讀書附志』の「『晉春秋』」の條には、「隋祕書省正字杜延業所述。」とある。『直齋書錄解題』卷四の「晉春秋略」の條には、さらに「唐祕書省正字杜延業撰。……『館閣書目』作「杜光業」。案『唐志』亦曰「延業」、攷新舊史、他無所見、未詳何時人。(唐の祕書省正字の杜延業撰す。……『館閣書目』に「杜光業」を作る。案するに『唐志』も亦た「延業」と曰ふも、新舊史を攷ぶるに、他に見る所無く、未だ何れの時の人かを詳らかにせず。)」とあり、陳振孫の見た『中興館閣書目』もまた「光業」を作る。その人名および時代について、記録は不揃いで統一されていない。

考察すると、『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志・『讀書附志』・『宋史』藝文志、および宋、司馬光『資治通鑑』卷七九晉紀一世祖武

皇帝上之上の「泰始四年九月」の條の「考異」はいざれも「杜延業」に作っており、「公業」、「光業」はおそらく誤りであろう。

『中興館閣書目』・『直齋書錄解題』はいずれも唐の人物であるとし、宋、鄭樵の『通志』卷六五藝文略三編年類の「『晉春秋略』」の條にも「唐杜延業撰」とある。さらに『太平廣記』卷二五〇が引用する『啓顏錄』によれば、杜延業は唐の華原令の崔思誨の表弟であるという。よって、杜延業は、すなわち唐の人物である。趙希弁は隋の人物であるというが、信じることはできない。

顏師古が「顏氏字樣」を撰述したのは貞觀年間であり、顏師古は貞觀十九年(六四五)、顏元孫は開元二十年(七三二)に死去していることから、杜延業のこの書はおそらく高宗から玄宗の開元の間に成立したのだろう。

正名要錄一卷 司馬郎知年(司馬智羊) 撰

敦煌文獻S・O三八八前半は、「正名要錄」の殘卷である。書名の下に、「霍王友兼徐州司馬郎知本撰」と記している。ただし、「舊唐書」の郎餘令傳などでは「郎知年」に作る。これらの文献によつて、『日本國見在書目錄』に記されている撰者の「司馬智羊」は、「司馬知本」・「司馬郎知本」・「司馬知年」・「司馬郎知年」以上の四種の内いづれかの誤りであると思われる。ここでは、ひとまず「司馬郎知年」としておく。

霍王李元軌は、唐の高祖第十四子である。太宗の貞觀十年(六三六)に封ぜられ、絳州刺史を授けられ、ついで徐州刺史に轉任し、貞觀二十三年(六四九)には、定州刺史に轉じた。事蹟については、『舊唐書』卷七、『新唐書』卷一一に見える。つまり、この書は、貞觀

十年から二十三年の間に撰述されたにちがいない。

郎知年は定州新樂（現在の河北省に屬す）の人。唐初の人である。『舊唐書』卷一八九下儒學傳下郎餘令傳に「郎餘令、定州新樂之人也。……餘令少以博學知名。舉進士、初授霍王元軌府參軍。數上詞賦、元軌深禮之。先是、餘令從父知年、爲霍王友、亦見推仰。元軌謂人曰：『郎氏兩賢、人之望也。相次入府、不意培塿而松柏成林。』（郎餘令は定州新樂の人なり。……餘令は少くして博學を以て名を知らる。進士に舉げられ、初め霍王元軌府の參軍を授けらる。數ば詞賦を上り、元軌深く之を禮す。是より先、餘令の從父知年、霍王の友と爲り、亦た推仰せらる。元軌人に謂ひて曰く『郎氏の兩賢、人の望なり。相い次ぎて府に入るも、意はざりき培塿にして松柏林を成すとは』）とあ

敦煌殘卷S・〇三八八『正名要錄』は卷首が殘缺し、書名と作者の名はないものの、唐の玄宗以前に書かれている。張金宣・許建平の『敦煌音義匯考』によれば、正文、『序』および書題の三部分に分かれ。正文は六百三十字を存し、音注は『切韻』に合致する。字體は正・通用・相承の三種に分類され、『千祿字書』の先驅といえよう。

その「序」に、「右依顏監『字樣』、甄錄要用者、考定折衷、刊削紕繆。顏監『字樣』、先有六百字、至於隨漏續出不附錄者、其數亦多。今又巨細參詳、取時用合宜者。至如字雖是正、多正多廢不行、又體殊淺俗、於義無依者、並從刪翦、不復編題。其字一依『說文』及『石經』、『字林』等書。或雜兩體者、咸注云『正』、兼云『同』。或出『字詁』、今文、并『字林』隱表、其餘字書堪採擇者、咸注『通用』。其有字書不載、久共傳行者、乃云『相承共用』。」（右は顏監の『字樣』に依りて要用なる者を甄錄し、考定折衷し、紕繆を刊削す。顏監の『字樣』

に先づ六百字有り、隨漏續出し附錄せざる者に至りては、其の數亦た多し。今又た巨細參詳し、時用に合宜する者を取る。字は是正さると雖も、多くは正され多くは廢せられて行はれず、又た體の殊に淺俗にして、義に於いて依る無き者のごときに至りては、并せて刪翦するに従ひ、復た編題せず。其の字は一に『說文』及び『石經』・『字林』等の書に依る。或ひは兩體を雜ぶる者あり、咸な注に『正』と云ひ、兼ねて『同』と云ふ。或いは『字詁』今文、并びに『字林』の隱表に出づ。其の餘の字書の採擇に堪ぶる者は、咸な『通用』と注す。其れ字書に載らざるも、久しう共に傳行する者有らば、乃ち『相承共用』と云ふ。」とある。

周祖謨『敦煌唐本字書敍錄』は敦煌殘卷S・〇三八八の前八十三行⁽¹⁾を『字樣』のたぐいの書」とし、『序』と書題は別のものとし、殘卷の後半部分を『正名要錄』としたのである。これは張金宣・許建平が假に『辨別字』と名付けているが、完本で不分卷、全部で一百八十三行ある。作者・年代は不詳。目的は混同しやすい字を辨別することになり、そのため『正名要錄』とあわせて書寫されて、一巻になつてゐるのである。

この書は長く散逸していたが、日本の僧侶の昌住の『新撰字鏡』に引用されている。

『日本國見在書目錄』が、『正名要錄』を小學類に配列しているのは、正しい。名は字を指し、正名は、正字の意味である。『周禮』春官に、「外史掌達書名於四方。（外史、書名を四方に達するを掌る。）」とあり、鄭玄は「古曰『名』、今曰『字』。使四方知書之文字、得能讀之。（古は『名』と曰ひ、今は『字』と曰ふ。四方をして書の文字を知り、能く之を讀むを得しむ。）」と注をしている。賈公彥の『疏』には、「古

者之文字少、直曰『名』。後代文字多、則曰『字』。『字』者、滋也、滋益而名、故更稱曰『字』。正其『名』『字』、使四方知而讀之也。(古の文字は少く、直だ『名』と曰ぶ。後代は文字多ければ、則ち『字』と曰ぶ。『字』は、滋なり、滋益して名とし、故に稱をかへて『字』と曰ぶ。其の『名』・『字』を正し、四方をして知りて之を讀ましむるなり。)とある。劉炫の『五經正名』を、『隋書』經籍志が論語類に置いているのは誤りである。

【高僧傳】要抄一卷

『大日本古文書』卷三天平二十年(七四八)六月十日の『寫章疏日錄』に、『高僧傳要行抄』二卷を著録する。日本の僧侶の永超の『東域傳燈日錄』卷一には、梵釋寺(東寺)藏の諸書が著録されているが、その中に、『高僧傳西行抄』二卷があり、義淨の撰とする。これが、本條の『高僧傳要抄』であり、よってこの『高僧傳要抄』は義淨の撰述したものにちがいない。『日本國見在書目錄』では、『高僧傳要抄』は、『西域求法高僧傳』の後ろに配列されているので、おそらく義淨は同時に二書を撰述したのであろう。

『寫章疏日錄』によって、おそらく、「要抄」は「要行抄」に、「東域傳燈日錄」の「西行抄」は「要行抄」に作るにちがいないことがわかる。

義淨(六三五—七一三)は、俗姓は張、名は文明といい、齊州(今の山東濟南)の人である。一説には范陽(今の北京市)の人ともいう。中國佛教における四大譯經家の一人である。咸亨二年(六七一)十一月から、則天武后的證聖元年(六九五)まで、海路からインドに渡り、ナーランダ寺で十一年間學んだ。前後二十餘年間に、三十餘國を巡った。

丙『唐書』經籍志・藝文志には、李襲譽の『忠孝圖傳讚』二十卷を著録する。

庚公は、未詳。しかし、おそらく、「庚公」の二字は「譽」の字の誤りであろう。

『唐會要』卷三六修撰に、「(貞觀)十三年(六三九)十一月三日、揚州長史李襲譽撰『忠孝圖』二十卷、奏之。(貞觀)十三年十一月三日、揚州長史の李襲譽『忠孝圖』二十卷を撰し、之を奏す。」とあり、この書は、おそらく李襲譽が撰述したものであろう。『玉海』卷五十六は、『唐會要』を引用し、「太宗覽而稱善」の六字がある。『舊唐書』卷五九本條には、「撰『忠孝圖』二十卷。」とある。『日本國見在書目錄』の本條はあるいは「」の字が脱落しているか、あるいは完本ではないのだろう。

李襲譽⁽⁶⁾、字は茂實。もとは隴西狄道(今の甘肅省臨洮縣)の人であったが、五代前の李景は安康に避難したので、金州安康(今の陝西省石泉縣東南)の人と稱した。唐の高祖の治世に、太府少卿を受けられた。太宗の時、揚州大都督府長史に轉じ、江南道巡察入使となつた。事蹟は『舊唐書』卷五九、『新唐書』卷九一に見える。撰述したものに、ほかに、『五經妙言』四十卷、『明堂序』一卷、『江東記』三十卷がある。揚州長史を擔當していたときに、上表して隋・唐の間の名儒で、

た。洛陽に戻った後、「南海寄歸內法傳」四卷、「大唐西域求法高僧傳」二卷を撰述した。七十九歳で死去した。事蹟は『宋高僧傳』卷一、「開元釋教錄」卷九に見える。今人の王邦維の『義淨生平編年』が、彼の『大唐西域求法高僧傳校注』のなかにあるので、参照されたい。

忠孝圖十卷 庚公撰

『文選音義』の撰者である曹憲を推薦したことが、『舊唐書』卷一八九上曹憲傳に見える。

『舊唐書』卷八七劉禕之傳には、「劉禕之、貞觀元年（六一七）、詔追入京、以母老固辭。太宗許其終養。襲譽時爲江南大使、嘉其至孝、恒以米帛賚之、因上表旌其門閨、改所居爲孝慈里。（劉禕之は、貞觀元年、詔して追して京に入らしむるも、母の老いたるを以て固辭し、太宗、其の終養するを許す。襲譽時に江南大使たり、其の至孝を嘉し、恒に米帛を以て之に賚し、因りて上表して其の門閨を旌し、居る所を改めて孝慈里と爲す。）」とある。これは、李襲譽が孝道において、書籍を撰述しただけでなく、實際の事蹟があることを示している。

苟杞乾煎方一【卷】

唐の王熹の『外臺祕要方』卷一七に、『張文仲方』が引用されている。その引用にこの『苟杞乾煎方』が記載される。又、『枸杞子煎方』、是河西女子。神祕有驗、千金不傳、又名『神丹煎』。服者、去萬病、通知神理、安五臟、延年長生。竝主婦人久無子冷病、有能常服、大益人、好顏色、年如十五時。方・枸杞子（三升）、杏仁（一升去皮尖研）、生地黃（研取汁三升）、人參（十分）、茯苓（十分）、天門冬（半斤、擣汁、乾者、末、亦得）、白蜜（五升）、牛隨（一具、無、亦得）、酥（五升）。右九味、各別依法料理、先煎汁等如稀餉、內諸藥煎如神膏、入水不散即成。一服兩匙、酒和服之。忌鯉魚・酢物。當合之時、淨潔向善、即得延年・彊記・益心力。用王相日合、雖此日、復須天晴明、無風雨、成滿日、大良。文仲云、此藥性非冷非熱、除風理氣、鎮心填骨隨。更於方內、加白朮、令人能食。時節既熱、又非好日、且可五分中合一分、多合恐酢壞、服覺安穩、續合不遲。忌桃・李・雀肉等。

（原注・『張文仲處』出第二卷中）。（又た、『枸杞子煎方』は、是れ西河女子。神祕にして、驗有り、千金もても傳へず、又た『神丹煎』と名づく。服する者は、萬病を去り、神理に通知し、五臟を安んじ、延年長生す。竝びに婦人の久しう子無く冷病するを、主り、能く常服すること有れば、大いに人に益し、顔色をよくし、年十五の時なるがごとし。方は、枸杞子（三升）、杏仁（一升、皮を去り尖研す）、生地黃（研し汁を取り、三升）、人參（十分）、茯苓（十分）、天門冬（半斤、汁を擣く。乾く者は、末も亦た得）、白蜜（五升）、牛隨（一具、無きも亦た得）、酥（五升）なり。右九味、各おの別ちて法に依り料理す。先ず汁等を煎ること稀餉のごとくし、諸藥を内れ煎ること神膏のごとくし、水に入れ散ぜんば、即ち成る。一服に兩匙し、酒もて和し之を服す。鯉魚・酢物を忌む。合せるの時に當たり、淨潔にして善に向へば、即ち延年・彊記・益心の力を得。王相の日を用て合はせ、此の日と雖も、復た天の晴明にして、風雨無きを須ち、滿日に成れば、大いに良し。文仲云ふ、此の藥性は冷に非ず、熱に非ず、風を除き氣を理め、心を鎮め骨隨を填む。更に方内に於いて、白朮を加へ、人をして能く食はしむ。時節既に熱ければ、又た好日に非ず、且く五分中の二分を合わせるべし、多合すれば恐らく酢壞す。服して安穩を覺ゆれば、續けて合するも遲からず。桃・李・雀肉等を忌む、と。（原注に、『張文仲處』は第二卷中に出づ）とある。）とある。

さらに、宋、陳直の『壽親養老新書』卷一食治老人諸疾方にも、『枸杞煎方』を記載する。唐の王熹の『外臺祕要方』卷一二には、『枸杞子散方』がある。唐の孫思邈が撰述し、宋の林億が校正した『備急千金要方』卷二八臍腑方には、『枸杞煎治虛勞輕身不老神驗方』があり、同じく卷六六丁腫方には、『枸杞煎治虛勞輕身益氣令人有力一切

『癰疽永不發方』がある。宋の王袞の『廣濟方』卷五瘡科には、『枸杞煎』がある。

『日本國見在書目錄』の本條の書は、おそらく、唐の張文仲が撰述したものであろう。

張文仲（？—七〇〇）は洛州洛陽（今の河南省洛陽市）の人。則天武后の初年、侍御醫となる。則天武后は文仲に當時の名醫を集めて風氣を治療するさまざまな方書と共に撰述させた。文仲は久視年間（七〇〇）、尙藥奉御の官に在りながら没した。撰に『隨身備急方』三卷がある。事蹟は『舊唐書』卷一九一「方伎傳」、『新唐書』卷一〇四「方伎傳」に見える。他にも『法象論』一卷があり、『宋史』藝文志醫書類に見える。

新修「本草」音義一「卷」仁捐撰

「捐」は「謂」の字の誤りであり、「謂」は「謂」の異體字である。

唐 蘇敬は、『新修本草』二十一卷、『新修本草圖』二十六卷⁽³⁾を撰述しており、この書は、おそらく『新修本草』に注を付したものであろう。

『新鈔倭名本草』では『仁謂』・『仁謂音義』を引用し、『倭名類聚鈔』では『仁謂音義』から二條を引用する。『倭名類聚鈔』卷一の「鬢髮」の條には、「髮、音被。」とある。同じく卷五の「鮫皮」の條には、「鮫魚皮、裝刀櫛者也。（鮫魚の皮なり、刀櫛を裝ふ者なり。）」とある。狩谷望之（祓齋）の注に、「本草和名」云、「鮫魚一名鮫魚。」「鮫魚」下云、『仁謂』音交、「鮫魚」下云、『仁謂』音倉名反、裝刀靶也。此所引即是。『本草和名』に云ふ、「鮫魚は、一に鮫魚と名づく」と。「鮫魚」の下に云ふ、「仁謂に音は交なり」と。「鮫魚」の下

に云ふ、「仁謂に音は倉各の反、刀靶を裝ふなり」と。此に引く所は即ち是なり。」とある。同じく卷一〇の「及巳」の條には、「本草」云「及巳」、原注曰・『仁謂音義』已音以。〔本草〕に「及巳」と云ふ。原注に曰く・『仁謂音義』に巳、音は以なり。と。」とある。さらに、廿卷本『倭名類聚鈔』卷一八の「鬢」の條では、『本草音義』を引用する。それには、仁謂の名を記してはいないが、本條のこの書にちがいない。

この書については、狩谷望之（祓齋）の『箋注倭名類聚抄』がかつて言及しており、卷二「鬢髮」の條の注に、「新修本草音義」一卷、見『現在書目錄』、仁謂撰。……仁謂所音、即蘇（敬）注「髮」字、非仁謂所見『本草』正文作「髮」也。〔新修本草音義〕一卷、『現在書目錄』に見ゆ。仁謂撰す。……仁謂の音する所は、即ち蘇（敬）注の「髮」字なり、仁謂の見る所の『本草』の正文に「髮」に作るに非ざるなり。」とある。祓齋の依據したものは、室生寺本の『日本國見在書目錄』である。

狩谷望之（祓齋）の『箋注倭名類聚抄』卷一「鬢髮」の條に、「仁謂音義」と作り、卷一〇「及巳」の條に、「仁謂音義」と作る。卷二「鬢髮」の條の注には、「曲直瀬本」「仁謂」作「仁謂」。按「謂」俗「謂」字、「胥」俗作「胥」故「謂」亦作「謂」而「胥」亦俗作「骨」故誤作「謂」也。下總本作「仁謂」那波本同。字形近而誤也。曲直瀬本に「仁謂」は「謂」に作る。按するに、「謂」は俗に「謂」字に、「胥」は俗に「骨」に作る。故に「謂」も亦た「謂」を作り、「胥」も亦た俗に「骨」に作る。故に誤りて「謂」に作るなり。下總本に「仁謂」を作り、那波本同じ。字形近くして誤つなり。」とある。

「謂は、姓は辟闔である。」⁽⁴²⁾

辟闔「謂（生卒年は不詳）は、則天武后の聖曆年間の司禮博士である。聖曆元年（六九八）、則天武后が百官に告朔を明堂で行うことにについて議論させ、「謂が奏議を行ったことが、『舊唐書』卷一二『禮儀志』に見える。『通典』卷四『禮典』沿革の序の注に、「朝有典制可酌而求者」が列挙してあり、辟闔「謂は、王方慶・元萬頃の後、張說・徐堅の前に置かれている。著作には、本條のこの書以外に、「老子注」二卷がある。『舊唐書』經籍志道家類では「辟闔」「謂注」とあり、『新唐書』藝文志道家類では「聖曆司禮博士」とある。宋の高似孫『子路』卷二「老子注」に配列されている諸家の注の中に、「辟闔」「謂」がある。

白雲[集]十九[卷]

この書については筆者がかつて論じ、唐の睿宗の時に朝廷の士大夫が天臺山の道士である司馬承禎を送別した際の詩を、徐彥伯が編集したものと考證した。⁽⁴³⁾

しかし、改めて考察すると、本條にはもう一つの可能性があろう。つまり、あるいは唐の令狐楚の別集であるという第一の可能性である。

『新唐書』藝文志には、令狐楚『表奏集』十卷を著録し、「自稱『白雲孺子表奏集』。」と注を付す。『日本國見在書目錄』の本條の次には、令狐楚の『表奏集』を著録している。よって、第一の可能性として、次のことことが考えられる。藤原佐世の見た書は、令狐楚のものであり、これら二條は、本来は一條の『白雲孺子令狐楚表奏集』十卷であった。その後、『日本國見在書目錄』の鈔本が流傳する際に、「孺子」の二字が曖昧なものに變化したか、脱落したことによって、「十九」に字形

が似てしまい、筆寫者が誤って一條にしてしまったのではなかろうか。この説には、あるいは牽強の嫌いがあるかもしない。しかし一つの推測を行うことは妨げないだろう。『舊唐書』李適傳によれば、司馬承禎を送別した際、當時の朝廷の士人の唱和するものが「三百餘人」であるが、『大唐新語』卷一〇には「撮其美者三十首」とあり、『白雲集』に入選したものが三十一首のみであって、卷數は多くとも十九に達するはずがない。

このほかに、もう一つの傍證がある。この條は別集家にあり、『白雲集』の前は『楊廣集抄』であり、その後は『祖君彥集』である。前後がいずれも別集であるのに、『白雲集』は總集で、別集ではない。もし、『白雲孺子令狐楚表奏集』であれば、比較的體例に合う。

令狐楚（七六六—八三七）、字は穀士、自ら白雲孺子と號した。敦煌（今甘肅に屬す）の人。憲宗・穆宗・敬宗・文宗の四朝に仕え、官は山南西道節度使に至った。事蹟は劉禹錫の『唐故相國贈司空令狐公集紀』、『舊唐書』卷一七一、『新唐書』卷一六六、『唐詩紀事』卷四一、『唐才子傳校箋』卷五に見える。

岳陽詩二[卷]

この書はおそらく、唐の張說の撰であろう。

五代の王定保の『唐摭言』卷六「公薦」に、將仕郎守太子校書郎の王洽然「上相國燕公書」を記載し、「相公昔在南中、自爲『岳陽集』有『送別詩』云、『誰念三千里、江潭一老翁。』（相公昔南中に在り、自ら『岳陽集』を爲る。『送別詩』有りて云ふ、『誰か念ふ三千里の、江潭の一老翁を。』と。）とある。張說の詩の題は「岳州宴別潭州王熊」であり、『張燕公集』卷六、『全唐詩』卷八七に見える。

開元初年、張說は姚崇と合わず、相州刺史に左遷され、三年（七一五）、岳州刺史に轉任し、五年（七一七）、荊州大都督府長史に遷った。本條のこの集は、張說が岳州に左遷されたときに撰述した詩集にちがない。

元の辛文房の『唐才子傳』卷一「張說」に、「晚謫岳陽、詩益ます悽愴たり、人は謂ふ、人謂得江山之助。（晩に嶽陽に謫され、詩益ます悽愴たり、人は謂ふ、江山の助を得たり、と。）」とある。宋の樂史の『太平寰宇記』の「江南西道岳州巴陵縣」の條には、「岳陽樓、唐開元四年（七一六）、張說自中書令爲岳州刺史、常與才士登此樓、有詩百餘篇、列於樓壁。（岳陽樓、唐の開元四年、張說中書令より岳州刺史と爲る。常に才士と此の樓に登り、詩有り百餘篇、樓壁に列す。）」とある。宋の范致明の『岳陽風土記』には、「岳陽樓、城西門樓也。下瞰洞庭、景物寬闊。唐開元四年、中書令張說除守此州、每與才士登樓賦詩、自爾名著。其後、太守於樓北百步、復創樓、名曰燕公樓。（岳陽樓は、城の西門の樓なり。下に洞庭を瞰め、景物寬闊なり。唐の開元四年、中書令張說除されて此の州に守たり、毎に才士と樓に登り詩を賦し、爾より名著はる。其の後、太守樓の北百歩に於いて、復た樓を創り、名づけて燕公樓と曰ふ。）」「南樓陽公臺、皆見『岳陽詩咏』、今並無遺蹟可踐。或云、楚澤門、舊南樓也、今廢。（南樓、陽公臺、皆「岳陽詩咏」に見ゆ。今並びに遺蹟の踐むべき無し。或いは云ふ、楚澤門は舊と南樓なり、今廢さる。）」とそれぞれある。ここでいう『岳陽詩咏』は、おそらく『岳陽詩』であろう。張說はしばしば才士と樓に登り詩を詠み、その作品が百餘篇があるので、『岳陽詩』にはおそらく、他の才子の詩も附されていたのだろう。

張說（六六七—七三二）は、字は道濟、一説に說之という。祖籍は

河東（今山西永濟）だが、十四歳で父を亡くした後は洛陽（今河南省に屬す）に遷ったので、洛陽の人ともいう。武周・中宗・睿宗・玄宗の四朝に仕え、左丞相に至った。事蹟は、張九齡の「故開府儀同三司行尚書左丞相燕國公贈太師張公墓志銘」、「舊唐書」卷九七、「新唐書」卷一二五に見える。今人の陳祖言に『張說年譜』がある。彼の別集については、現在の通行本に『張燕公集』二十五卷、『張說之文集』二十五卷『補』一卷がある。

岳陽樓は、湖南省岳陽市の中城西門の城樓である。唐代には、岳州の役所の南側にあったので、南樓とも呼ばれた。

武媚娘一〔卷〕

『新唐書』卷七六后妃傳上には、「高宗則天順聖皇后武氏、并州文水人。父士礪。……文德皇后崩、久之、太宗聞士礪女美、召爲才人、方十四。……既見帝、賜號『武媚』。及帝崩、與嬪御皆爲比丘尼。（高宗則天順聖皇后武氏、并州文水の人なり。父士礪、……文德皇后崩じ、之を久しくして、太宗士礪の女美なるを聞き、召して才人と爲す、方に十四なり。……既にして帝に見え、號を『武媚』と賜はる。帝の崩するに及び、嬪御と與に皆比丘尼と爲る。）」とある。

『舊唐書』卷五后妃傳上、中宗韋庶人傳には、「神龍二年（七〇七）、節愍太子死後、宗楚客率百僚上表、加后號爲順天翊聖皇后。……右驍衛將軍知太史事迦葉志忠上表曰、『昔高祖未受命時、天下歌『桃李子』。太宗未受命時、天下歌『秦王破陣樂』。高宗未受命時、天下歌『側堂』。天后未受命時、天下歌『武媚娘』。』（神龍三年、節愍太子死するの後、宗楚客百僚を率る、後の號を加え順天翊聖皇后と爲すを上表す。……右驍衛將軍知太史事の迦葉志忠上表して曰はく、『昔高

祖未だ命を受けざるの時、天下『桃李子』を歌ふ。太宗未だ命を受けざるの時、天下『秦王破陣樂』を歌ふ。高宗未だ命を受けざるの時、天下『側堂堂』を歌ふ。天后未だ命を受けざるの時、天下『武媚娘』を歌ふ。」と。」とあり、そこで迦葉志忠は『桑條歌』十二篇を奉り、韋后が命を受けるはずであると言う。⁽⁴⁾ 唐の張鷺『朝野僉載』卷一には、「永徽後、天下唱『武媚娘歌』、後立武氏爲皇后。大帝崩、則天臨朝、改號『大周』。二十餘年、武后強盛、武三王梁・魏・定等并開府、自餘郡王十餘人、幾遷鼎矣。(永徽の後、天下『武媚娘歌』を唱へ、後に武氏を立て皇后と爲す。大帝崩じ、則天臨朝し、號を『大周』に改む。二十餘年、武后強盛し、武の三王の梁・魏・定等、并びに府を開き、自餘の郡王たるもの十餘人、幾ど鼎を遷す。)」とある。羅虬の詩には、「君看紅兒學醉妝、誇裁宮襯研裙長。誰能更把閒心力、比竝當時武媚娘。(君看よ紅兒の醉妝を學び、誇りて宮襯を裁ち、裙の長きを研るを。誰か能く更に閑心の力を把り、當時の武媚娘に比べ竝ばん。)」とある。

高宗が武氏を冊立して皇后としたのは、永徽六年(六五五)であり、この『武媚娘』歌は、その前に作られたことになる。

「武媚」という語は、あるいは「嫵媚」を作り、蔡邕の賦に出典がある。『初學記』卷一九には、「青衣賦」を引用し、「都治武媚、阜蹠多姿。(都治武媚、多姿を阜蹠す。)」とあり、容姿がかわいらしく美しいさまを言う。

「武媚娘」は、羽調曲の名である。もとは「舞媚娘」とし、または「五媚娘」としていたが、太宗が武曌に「武媚」の號を下賜したことから、「武媚娘」と改めた。宋の郭茂倩の『樂府詩集』卷七三雜曲歌辭には、陳の後主と庾信が撰した「舞媚娘」三首を記録し、「樂苑」

を引用して、「舞媚娘・大舞媚娘、竝羽調曲也。『唐書』曰：『高宗永徽末、天下歌『舞媚娘』、未幾、立武氏爲皇后。』按陳後主已有此歌、則永徽所歌、蓋舊曲云。『舞媚娘』・『大舞媚娘』は、竝びに羽調曲なり。『唐書』に曰はく、『高宗の永徽の末に、天下『舞媚娘』を歌ひ、未だ幾くならずして、武氏を立て皇后と爲す。』と。按するに陳後主已に此の歌有れば、則ち永徽に歌ふ所は、蓋し舊曲と云ふ。』」とある。明の胡震亨の『唐音癸籤』卷一三樂通『唐曲』には、「大舞媚娘・舞」亦作「武」、竝羽調曲。永徽後、民間多歌此曲、史以爲天后之識。今按隋『李綱傳』有諫止太子勇奏『舞媚娘曲』事。梁庾信・陳後主竝有『舞媚娘辭』、則曲名本不作「武」字、意後來識家爲妖異獻諛、改作「武媚娘」耳。〔大舞媚娘・舞〕は亦た「武」に作る、竝な羽調曲なり。永徽の後、民間多く此の曲を歌ひ、史以て天后的識と爲す。今隋の『李綱傳』を按するに、太子勇の『舞媚娘曲』を奏するを諫止する事有り。梁の庾信・陳の後主竝びに「舞媚娘辭」有れば、則ち曲名本と「武」の字に作らず、意ふに後來の識家妖異の爲に諛を獻じ、改めて「武媚娘」を作るのみ。」とある。曲名は、唐の崔令欽の『教坊記』にも見える。

古代、王朝交代や戦亂の際には、しばしば詩謡が流行した。それは、詩妖ともよばれる。『新唐書』卷三五、五行志の「詩妖」には、「竇建德未敗時、有謠曰、『豆入牛口、勢不得久。』貞觀十四年(六四〇)、交河道行軍大總管侯君集伐高昌、先是、其國中有童謠曰、『高昌兵馬如霜雪、漢家兵馬如日月、日月照霜雪、回首自消滅。』永徽後民歌『武媚娘曲』。調露初、京城民謡有『側堂堂、燒堂堂』之言、太常丞李嗣真曰、『側者、不正；燒者、不安。自隋以來、樂府有『堂堂曲』、再言堂堂者、唐再受命之象。……』(竇建德未だ敗れざるの時、謠有

り、曰はく、「豆は牛口より入り、勢は久しくするを得ず。」と。貞觀十四年、交河道行軍大總管侯君集高昌を伐つ。是より先、其の國中に童謡有り、曰はく、「高昌の兵馬は霜雪のごとし、漢家の兵馬は日月のごとし、日月霜雪を照らし、首を回せば自から消滅す。」と。永徽後、民「武媚娘曲」を歌ふ。調露の初め、京城の民謡に、「堂堂かたむけを側わきけ、堂堂を橈なわむ」の言有り、太常丞の李嗣眞曰はく、「側は、正しからず、橈は、安からず。隋より以來、樂府に、「堂堂曲」有り、再び堂堂を言ふは、唐再び命を受くるの象あり。……」とある。

筆者はかつてこの書を『則天武后著述六種考』にて考證したが、詳しく述べるに至らなかつたので、ここに補正する。

偃松一「卷」

「偃」は、「偃」の別體字である。

この書は、おそらく、唐の蔡孚が開元年間に撰したものであろう。

『唐文拾遺』卷一八の章璞玉「大唐故朝議郎京兆府功曹上柱國韋君希損墓誌銘并序」に、「嘗應制和蔡孚『偃松篇』」と、『大廈已成無所用、唯將獻壽答堯心。』作者稱之、深以爲遺賢雅刺矣。(嘗て應制し、蔡孚の「偃松篇」に和して、曰はく、「大廈已に成るも用ひる所無く、唯だ將に壽を獻じ堯心に答へん。」と。作者之を稱へ、深く以て遺賢の雅刺と爲せり。)とある。張說の『張燕公集』卷七の「遙同蔡起居偃松篇」には、「清都衆木總榮芬、傳道孤松最出羣。(清都の衆木總て榮芬なるも、傳道の孤松最も羣より出づ。)」とある。當時、張說は岳州にいたので、「遙同」と題している。さらに、「莫比冥靈楚南樹、朽老江邊代不聞。(比する莫かれ冥靈楚南の樹の、江邊に朽老し代に聞えざるに。)」とある。さらに、宋の李昉らの『太平御覽』卷九

五三木部松には、唐韋述『兩京新記^(註)』を引用して、「東都龍興觀有古松樹、枝偃倒垂、相傳云已經千年、常有白鶴飛止其間。蔡孚賦『偃松篇』、玄宗賜和、御書刻石記之、公卿咸和焉。(東都の龍興觀に古松樹有り、枝は偃倒して垂れ、相ひ傳ふるに已に千年を經と云ふ、常に白鶴有り、其の間に飛止す。蔡孚「偃松篇」を賦し、玄宗和を賜ひ、御書し石に刻み之を記し、公卿咸^(註)和す。)」とある。

ここから當時の「偃松」詩が、唐玄宗から和詩を賜い、その御書が石に刻まれたことで、廣く流布し、應制唱和するものも多かつたことがわかる。

蔡孚(生卒年、出身地は不詳)、兩『唐書』に傳はなく、その事蹟は、『舊唐書』音樂志などに散見する。開元初年に左拾遺に任じられた。二年(七一四)には、詔によって龍池を祀り、蔡孚は「享龍池篇」を獻上した。沈佺期ら十人とともに、詠じた作品と合う音律を考訂し、「享龍池樂章」を作ったことが、『唐會要』卷二(龍池壇に見える。^(註))享龍池樂章十首は、『舊唐書』卷三〇音樂志に記載されている。開元年間に、魏光乘は朝士を論評し、「目拾遺蔡孚小州醫博士、詐譜藥性(拾遺の蔡孚を小州の醫博士に目す、藥性を詐^(註)すと詐^(註)る)」としていることが、『朝野僉載』卷四に見える。文は一篇が現存し、『全唐文』卷三〇四に見え、詩は三首が、『全唐詩』卷七五と『全唐詩補編・補全唐詩』に分かれて見える。

「偃松」の語は、松の枝が横に張り出して、蓋のように大きいことを形容している。

筆者の統計によれば、この『日本國見在書目錄』は計千五百七十九種の書籍を著録している。小長谷惠吉『日本國見在書目錄解説稿』の

第十一節は「不收書目」となっており、古文獻と現存の善本によって、この目錄の未收書、全部で二百三種を列舉する。したがって日本の奈良・平安時代に日本へ傳來し、記録にみえる漢籍は、一千七百八十種ほどである。もし收錄する漢籍が一千五百種の多きに達する『日本國見在書目錄』の著錄書とその撰者をみなはつきりさせることができたならば、奈良・平安時代の日中文化交流および日本における漢籍の傳承情況はおおよそ解明できるであろう。このため、筆者は近年、この目錄の著錄書および編撰者についての考察を試みている。「失考書」は經部三十七種、史部十七種、子部百十一種、集部四十六種の、計一百十一種に及ぶ。今回の發表は、そのごく一部分に過ぎない、その他については、今後、發表の機會があれば、改めて諸賢から御教示いただきたい。

注

- (1) 筆者の既見の範圍において、本目錄に關する跋・論文・解説を記した研究者には、狩谷望之(板齋)・森立之・安井衡(晨軒)・島田重禮・狩野直喜・山田孝雄・和田英松・神田喜一郎・山岸徳平・太田晶一郎・長澤規矩也・阿部隆一・川口久雄らの諸氏がある。
- (2) 日本古典全集刊行會編『日本古典全集』第一期、正宗敦夫編纂校訂『狩谷板齋全集』第七卷、昭和三年二月。
- (3) 小宮山出版株式會社、昭和五十一年再版。
- (4) 汲古書院、昭和五十九年九月。
- (5) 名著刊行會、平成八年一月。本目錄については、善本は宮内廳書陵部藏室生寺本であり、日本古典保存會影印本(大正十四年)がある。名著刊行會本は古典保存會本を再影印したものである。
- (6) 宋、王堯臣等撰。清、錢東垣等輯釋。粵雅堂叢書本。

(7) 宋、高宗の紹興年間の訪書目錄。清、徐松輯。『宋史藝文志附編』、商務印書館、一九五七年十一月。

(8) 宋、高宗の紹興年間編の朝廷の藏書目錄。清、葉德輝輯。『宋史藝文志附編』、商務印書館、一九五七年十一月。

(9) 宋、陳騤等撰、趙士煥輯『中興館閣書目輯考』、國立北平圖書館・中華圖書館協會、民國二十一年四月。

(10) 上に引用した『中興館閣書目』の内容について、明、朱載堉の『樂律全書』に清代の内廷の翰林らが加えた按語では、「崇文總目」として引する。さらに『琴手勢譜』の著者は趙耶利とする。

(11) 宋、陳振孫撰、徐小蠻・顧美華校點、上海古籍出版社、一九八七年十一月。

(12) これは清、乾隆帝の『御製詩五集』卷一九「古今體八十四首、丁未三」「題明世子朱載堉琴譜」にも見える。

(13) 『樂律全書』卷首の清、乾隆帝の『御製乙卯重題朱載堉『琴譜』並命入『四庫全書』以示闡識事』では『琴勢論』として引用する。

(14) 『樂書』卷一四三樂圖論俗部八音琴上絃之屬琴曲下を參照。

(15) この文に「數百年內常傳於馬氏」とあるが、意味は未詳。おそらく脱文か誤文があるのだろう。「常」は「公孫常」であろう。以下の『太平御覽』に引用される『唐書』樂志のなかに「濮州司馬氏」とあり、この「馬氏」はおそらく「司馬氏」であろう。なお、宋本を影印した『太平御覽』では「達」を誤って「遠」に作り、「微」を誤って「徵」を作る。ここでは『四庫全書』本に従う。

(16) この『唐書』は劉昫の『舊唐書』ではない。岑仲勉がかつて『太平御覽』に引用されている『舊唐書』・『唐書』を考證し、『御覽』圖書綱目にある『唐書』とは、韋(述)・柳(芳)の両書をいうのである。『舊唐書』とは、歷代の『實錄』などを指しているのである。ただ卷内の引用文に總稱して『唐書』とあれば、それは通稱のようなものとしての唐史

である。」とする。『舊唐書逸文辨』(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第十一〔本〕)に詳しい。

(17) ここでいう耶利はその字であり、名ではない。上に引用した宋の陳陽の『樂書』卷一二八「胡弄」の條に、「趙師曹」とあって、「曹」はその名のようであるが、下につづく文中に「累代居曹」とあり、地名でもあるようである。未詳であるが、参考のため記録する。

(18) 注(15)参照。

(19) 宋本影印の『太平御覽』では、「決」を作る。『淵鑑類函』卷一八八樂部五琴三「急浪奔雷」の條では「快」を作る。おそらくは「快」にちがいない。

(20) この寺については未詳。「唐」と「因」との間、「因」と「寺」との間にあるいは脱文があるかもしれない。調査によれば、蒲州普濟寺の釋道英がかつて大行山柏梯寺に居り、後に京師においては勝光寺に住んでいたことがある。唐の釋道英が、京兆の法海寺に居たことは、以下に詳しい。

(21) 他に『神僧傳』卷五、唐、釋法藏集の『華嚴經傳記』卷三、唐、釋道世の『法苑珠林』卷三三にも見える。

(22) 『藝文類聚』卷四四樂部四琴では「琴賦」を引用して、「昔師曠三奏而神物下降。玄鶴一八、軒舞于庭。何琴德之深哉。(昔師曠三たび奏して神物下降す。玄鶴一八、庭に軒び舞う。何ぞ琴德の深さや。)」とある。

『文選』李善注は拔粹である。

(23) 一九九五年五月に宋刻の「顏氏千祿碑」が四川省三臺の文廟から出土した(『四川文物』一九九七年第一期)。引用はそれによる。

(24) 『四庫全書』本(馬曰璐が宋本を翻刻したもの)では、「真卿伯祖故祕書監」と作っているが、誤っている。『四庫全書總目』卷四「小學類

「千祿字書」の條ではすでにその誤りを辨じている。文章が長いため、ここでは引用しない。實際には、『千祿字書』の序のはじめに、「朝議大

夫孫沂蒙三州刺史上柱國贈祕書監顏元孫撰、第十三姪男金紫光祿大夫行湖州刺史柱國魯郡開國公真卿書」と明記してある。要約すると、以下の通り。顏師古は貞觀年間に『字樣』を撰述した。顏元孫は『千祿字書』を撰述し、その「序」で顏師古の『字樣』に言及し、顏元孫は顏師古の從孫であることから、顏師古を稱して「伯祖祕書監」とする。その後、顏真卿が湖州に赴任していた時に、『千祿字書』を書寫し、石に刻した。

好事家は顏元孫も祕書監を贈られていたことを知り、誤って『故祕書監』を顏元孫と思い、そこで「序」の「元孫」を「真卿」に妄りに改め、この「序」を顏真卿が撰述したものとしたのである。顏元孫の四代前の先祖が顏之推である。顏之推は思魯を、思魯は師古・相時・勤禮・育德を、勤禮は顯甫を、顯甫は元孫を生んでいる。元孫は師古の從孫であり、真卿は師古の從曾孫である。『舊唐書』卷一八七下顏吳卿傳・同卷七三顏師古傳・『新唐書』卷一九一顏吳卿傳・唐、林寶の『元和姓纂』卷四を参照。

(25) 抽著『郡齋讀書志校證』附『讀書附志』(上海古籍出版社、一九九〇年一〇月)。

(26) いずれも編年類に收める。

(27) この事は『新唐書』卷一九九儒學傳、王欽若『冊府元龜』卷二九二宗室部禮士、卷七七七總錄部名望一、「玉海」卷一三〇官制唐王府官などにも見える。

(28) 杭州大學出版社、一九九六年十一月。

(29) 「隱表」の意味は未詳。

(30) 『問學集』中華書局、一九六六年一月。

(31) つまり張金宣・許建平が『正名要錄』としたもの。

(32) 中華書局、一九八八年九月。

(33) 生卒年は未詳だが、趙明誠の『金石錄』卷四に、「唐太府卿李襲譽墓誌」を著錄し、「正書、無書撰人姓名、貞觀二十三年(六四九)三月。」

とある。おそらく、卒年はその年であろう。

之を『白雲記』と謂ひ、頗る代に傳る。」

(34) 『新唐書』藝文志に據る。『舊唐書』經籍志では十六卷とする。

(35) 廿卷本では卷三。

(36) 廿卷本では卷一三。

(37) 廿卷本では卷一〇。

(38) 狩谷望之が文政年間に京都で室生寺本を購入したことは、室生寺本の内箱の裏の森立之の跋に見える。但し、室生寺本に「仁謂」は「仁捐」

に作り、「謂」に作らない。

(39) 狩谷望之はかつて『倭名類聚抄』を校勘した。狩谷望之の用いた底本と參校諸本は京都大學文學部國語學國文學研究室編纂『諸本集成 倭名類聚抄』(本文編)(臨川書店、昭和四十三年七月)を参照。

(40) 『元和姓纂』卷一〇には、「衛文公支孫、以居楚邱、營辟闔里、因爲辟闔氏。(衛文公の支孫にして、以て楚邱に居る。辟闔里に營み、因りて辟闔氏と爲す。)」とある。

(41) このことは『舊唐書』卷八九王方慶傳、『新唐書』卷一九九張齊賢傳、『通典』卷七〇禮典三〇沿革二五「讀時令・大唐」、『冊府元龜』卷五八七掌禮部奏議にも見える。仁謂の『明堂告朔議』は、『文苑英華』卷七六二に記載されている。

(42) 詳しくは、拙論「「日本國見在書目錄」集部に著録せる唐集十種考」(『中國文學研究』第三五期、早稻田大學中國文學會、一九九九年十一月)を参照されたい。

(43) 『舊唐書』卷一九〇中文苑傳李適傳には、「睿宗時、天臺道士司馬承禎被徵至京師。及還、(李)適贈詩、序其高尚之致、其詞甚美。當時朝廷之士、無不屬和、凡三百餘人。徐彥伯編而敍之、謂之『白雲記』、頗傳於代。(睿宗の時、天臺の道士の司馬承禎徵されて京師に至る。還るに及び、(李)適 詩を贈り、其の高尚の致を序す。其の詞 甚だ美し。當時の朝廷之士、屬和せざる無し、凡そ三百餘人。徐彥伯編して之を敍し、

(44) 『劉禹錫集』卷一九、中華書局、一九九〇年三月。
(45) 『古逸叢書』本。

(46) この事は宋の祝穆の『方輿勝覽』卷一九岳州樓閣の「岳陽樓」の條および「燕公樓」の條にも見える。

(47) 香港中文大學出版社、一九八四年。

(48) 『武英殿聚珍版全書』に收める。

(49) 嘉靖十六年佐氏龍池草堂刊本、『四部叢刊』初編に收める。

(50) 同様の記述は『新唐書』卷七六后妃傳上中宗韋皇后傳にも見える。

(51) 『全唐詩』卷六六六。

(52) 『藝文類聚』卷三五には引用して「舞媚」を作る。

(53) 『舊唐書』卷六二李綱傳には、「隋開皇末、爲太子洗馬。皇太子勇嘗以歲首宴宮臣、左庶子唐令則自請奏琵琶、又歌『武媚娘』之曲。(隋の開皇末、太子洗馬と爲る。皇太子勇嘗て歲首を以て宮臣に宴す。左庶子唐令則自ら琵琶を奏するを請ひ、又た『武媚娘』の曲を歌ふ。)」とある。同様のことは『新唐書』卷九九李綱傳にも見える。

(54) 『中國文化』第五七號、中國文化學會、一九九九年六月。

(55) この詩は、『全唐詩』卷八九にも見える。『四部叢刊』本では、「比」を誤って「北」に作る。

(56) 『太平御覽』はもと『西京雜記』に作るが、『兩京新記』の誤りにちがいない。同様のことは、宋の吳淑の『事類賦』卷一四木部の「松」にも見え、引用は『兩京記』とする。これによつて改める。

(57) 宋の謝維新の『古今合璧事類備要後集』卷一九左右史門の「左右史」の條が引用する『職林』、宋の王應麟の『玉海』卷一九聖文の「唐玄宗和『優松篇』」などにも見える。

(58) 『唐會要』卷二一では、その官職を記録して「右拾遺」とし、『舊唐書』卷三〇音樂志では「左拾遺」とするが、未詳。また、『全唐文』卷三〇

- 四に、彼の文一篇を記録し、「開元八年（七一〇）官起居舍人。」と注が付されている。「全唐詩」卷七五には、詩一首が記録され、「開元中爲起居郎。」と注が付される。
- (59) 重複するものを含む。部數・卷數の計算は、單純な計數のように見えるが、實際は考證に關連し、紙幅を費やすので、別の機會に發表して、教示を請いたい。
- (60) 残編・佛教經典を除く。なお、小長谷惠吉の調査には遺漏があり、奈良・平安時代に日本へ傳來した漢籍の總數は、この數をやや超えるだろう。